

## 坂城町地域の農業の振興に関する計画（案）

令和6年5月 日 策定

### 1 趣旨（目的又は背景等）

坂城町では、坂城農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全・確保、農業振興を図っています。

国が進める国内農村地域の所得増大、スマート農業の推進と歩調を合わせ、生産性の高い農業を推進し、また、地域の農業者等の需要に対応し、利便性の向上を図るため、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5）を定め、町内農業振興に資する施設計画を有する企業や農家を後押しします。

### 2 坂城町地域の概要

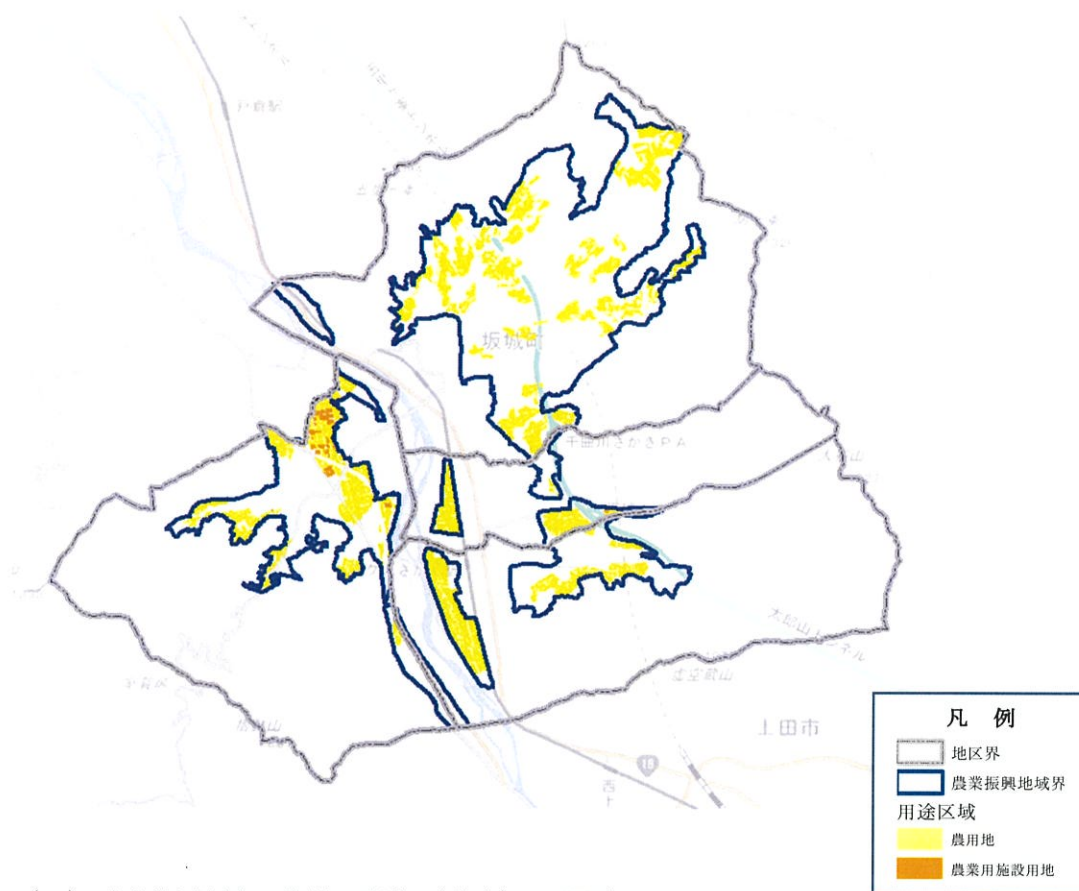
坂城町地域は、長野県の北信地域と東信地域の結節点に位置し、四方を1,000メートル級の山々に囲まれ、その中央を南北に千曲川が流れています。千曲川をはさんで両岸に平野部が広がり、豊かな自然の中で、技術と創造性を誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。

土地条件や経営条件を考慮し、4地区（坂城地区、中之条地区、南条地区、村上地区）に分類し、地域に適応した重点作物の団地化を図るなど、農用地利用の高度化を推進しています。

なお、重点作物には、水稻及び戦略作物（麦、大豆等）、果樹、きのこ、花卉、畜産を指定しています。

(1) 計画の対象区域

坂城町の農業振興地域内



(2) 坂城町地域の農業の現状（動向）と課題

① 坂城地区

ぶどう・りんごの果樹単作地帯を形成しており、ぶどう栽培では担い手の確保・育成が進んでいますが、りんごは担い手が不足しているため、地域における担い手の確保・育成のほか、他地域からの担い手の受け入れが必要です。また、中山間地域を中心として、荒廃農地が増加傾向であり、ぶどう栽培のための農地利用やワインぶどうに見られる新たな品目の作付け拡大などとあわせて、これら農地の有効活用が重要です。

② 中之条地区

畑や樹園地の農地利用については、担い手が不足しており、ワインぶどう等の作付け拡大とともに、担い手の確保・育成を図る必要があります。千曲川沿いの水田地帯については、大規模農家を中心とした集積が進んでいますが、集約化が図られておらず、経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を活用した集積・集約化の一層の促進が望まれます。

③ 南条地区

果樹・畑について、ほかの地域に比べ担い手が少なく、新たな担い手の確保・育成が必要です。稲作では、大規模農家を中心とした集積が進んでいますが、集約化が図られておらず、経営の効率化を図るためにも中間管理機構を使った集積・集約化の一層の促進が望まれます。

④ 村上地区

水稲単作地帯が主体であり、その他に樹園地または普通畑、施設花卉を含む品目の多様性がある地域となっています。稲作では、大規模農家を中心とした集積が進んでいますが、集約化が図られておらず、経営の効率化を図るためにも中間管理機構を使った集積・集約化の一層の促進が望まれます。水田作をはじめとする作付品目では、高収益作物の導入・作付拡大や作付転換により、農地利用の一層の推進を図る必要があります。

(3) 坂城町地域の土地利用の現況等

坂城町地域の農業振興地域は 1,375.0ha、農用地は 470.0ha です。(令和 5 年 3 月 31 日現在)

単位：ha、(%)

農業振興地域	農用地			農業用施設用地	山林原野	その他
	農地	採草放牧地	計			
1,375.0	470.0	0.0	470.0	7.0	740.9	157.1
(100.0)	(34.2)	(0)	(34.2)	(0.5)	(53.9)	(11.4)

資料：令和 4 年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査

#### (4) 土地改良事業等の実施状況

坂城町地域では、昭和30年代より農業生産基盤の整備開発事業を行い、ほ場整備を進めてきました。今後は、農業用施設の老朽化が進んでいることから、必要に応じて現在の施設機能の維持・更新を進め、長寿命化を図ります。

※事業名や事業の種類等は坂城農業振興地域整備計画書基礎資料に記載

#### 事業完了後8年未経過の土地改良施設一覧

土地改良事業名 事業の種類等	県営かんがい排水事業 用排水路工 L=2,421m	農業用水路等長寿命化・防災 減災事業 頭首工 電動化 1か所 ゲート 自動化 2か所
事業地区名	六ヶ郷地区(千曲市・坂城町)	六ヶ郷地区(千曲市・坂城町)
事業施行者	長野県	千曲市
受益面積(ha)	311ha	233.5ha
工期 (着工年度～完了年度)	平成22年度～平成30年度	令和3年度～令和5年度

#### (5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

果樹などの収益性の高い品目を中心に認定農業者が育成されています。農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加しており、今後は担い手へと農地を集積・集約していく必要があります。

### 3 坂城町地域の農業振興の方向及び方策等

#### 1 地域の特性に応じた農業振興の方向

① 土地条件や経営条件を考慮しながら、農地の基盤整備や流動化を進め、気候風土を活かした振興作物の推進や環境農業、ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、機械化の推進による農作業労力の補完などにより、地域農業の維持発展を目指します。

#### ② 重点作物別の振興方向

##### ア. 施設園芸作物

バラ、トルコギキョウ等の花卉施設栽培の振興を図るため、遊休化した施設の利用による経営継承に努めるとともに、関係機関や生産者組織の連携のもと、ニーズの高い品種やそれにとりまなう作型及び新しい品目の導入に努めます。

<p>また、施設利用型農業のメリットを活かすため、場合によっては花卉から野菜といった作目転換により、初期投資を抑えた農業経営の推進を図ります。</p> <p>イ. 果樹</p> <p>果樹の生産性及び品質の向上を図るため、ながの農業協同組合及び農業農村支援センターによる適正管理や栽培技術の普及指導に努めるとともに、新技術の普及や新品種の導入などの促進を図ります。</p> <p>ぶどうでは、平行整枝短梢剪定栽培による省力化及び規模拡大による生産性の向上のほか、着果量の適正化や雨除けによる品質向上を図り、クイーンルージュなどの県オリジナル品種の早期産地化を目指します。</p> <p>りんごについては、高密度栽培・半わい化栽培による省力化と収益性の向上、新品種への改植により、経営の安定と産地の再構築を推進します。</p> <p>また、ワインぶどうについては、生産者の裾野を拡大しつつ、面的拡大による産地形成を目指します。</p> <p>ウ. 水稲・麦・そば・大豆</p> <p>良質米生産の技術普及や地域に適した品種導入による稲作の推進を図るほか、大規模作付農家を中心とする農地の集積・集約化を進め、コスト低減と生産性の高い稲作経営を進めます。</p> <p>また、麦・そば・大豆等を加えた複合経営により、経営の安定を図り、収益性の高い農業を目指します。</p> <p>エ. 菌茸</p> <p>菌床「しいたけ」や原木きのこなど、経営の効率化・合理化を図りながら、品質向上と安定した生産を目指します。</p> <p>オ. 畜産</p> <p>乳用牛の乳量の安定生産及びコスト削減を図り、生産性と経済性の高い経営に努めます。</p>
<p>2 振興計画により目指す農業振興の方策</p> <p>① 坂城農業振興地域整備計画に基づく農用地の確保を図る一方で、坂城町の農業振興に資する施設の設置を推進し、地域の農業者等の利便性向上を図り、生産性の高い農業を目指します。</p>
<p>3 市町村整備計画における関連事項</p> <p>なし</p>
<p>4 振興計画の達成状況（定期的検証の結果）</p> <p>地域の農業者の利便性の向上又は生産性の向上について、計画策定後 1 年ごとに定期的な検証を行います。</p>

#### 4 坂城町地域の土地利用の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足、担い手の減少などにより、遊休・荒廃農地の拡大が懸念されています。今後の農業に関する土地利用については、農業の担い手を確保し、農地の集積・集約を進めることなどを通じて、農地の保全と農地の荒廃防止を図るとともに、荒廃した農地の再生を促進するなど、農地の効率的な利用を図り、優良農地の確保・保全に努めます。

農用地以外の土地利用については、低・未利用地や空き家などの有効活用の促進、公共施設の複合化等により行政機能を集約し、土地利用の効率化を図ります。また、産業の振興や雇用の拡大に必要な産業用地の確保と快適な住環境の形成に必要な道路、下水道などの都市基盤の整備を周辺の自然環境に配慮しながら推進します。

#### 5 施設の種類の、位置及び規模並びに振興計画の要件

##### (1) 総括表

振興計画による方策	施設種類番号	施設の種類の	施設の位置	施設の用に供する土地の規模	
					うち農用地区域
①	1	自動車・農業用機械等整備工場	大字上五明字久保田601番2	888 m <sup>2</sup>	888 m <sup>2</sup>

##### (2) 施設調書

別紙のとおり

(3) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件

① ア 農業委員会の意見の要旨（イの要件）

令和6年3月25日（月）開催

意見：なし

イ 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

なし

② ア 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

令和6年4月22日から令和6年5月22日

役場商工農林課、及び、町ホームページにおいて縦覧

イ 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

ウ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

③ 定期的な検証（ハの要件）

検証期間 施設の指定（振興計画の策定又は変更）の翌年度から5年間

検証時期 年1回

検証方法 現地調査や施設の設置者等へのヒアリングを通じて3-4の要件達成状況を確認する。

検証結果 施設の設置や関係者に不利益の生じない範囲において、検証結果を坂城町ホームページで公開する。3-4の要件を未達成の場合は、施設の設置者に対し坂城町が必要な指導を行い、施設の設置者は指導に基づいた措置を講じるものとする。

(別紙) 施設調書

(施設番号：1)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	自動車・農業用機械等整備工場
施設の位置	大字上五明字久保田 601 番 2
施設の用に供する土地の規模 (㎡)	888 ㎡
施設建設等の開始予定時期	令和 7 年 3 月

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

周辺は田や農業用施設(ガラスハウス)が広がっています。農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の拡大が懸念されており、地域の担い手への農地の集積・集約を進める必要があります。当該農地は、農業振興地域内農用地の辺縁部にあり、病院や住宅、商業施設等が隣接したところに位置しています。

(2) 施設の用に供する土地

① 現況地目別面積

	農地				採草 放牧 地	農業 用施 設用 地	山林 原野	その 他	計
		田	畑	樹園 地					
施設の用に供 する土地の規 模(面積)	888	888							888
うち 農用 地区 域	888	888							888

② 内訳

土地の所在・地 番	現況地目	面積 (㎡)	農用地区域内外 の別	土地改良事業等 受益の有無
大字上五明字久 保田 601-2	田	888	区域内	有
(合計)		888		



(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	県営かんがい排水事業 用排水路工 L=2,421m
事業地区名	六ヶ郷地区（千曲市・坂城町）
事業施行者	長野県
全体受益面積（ha）	311ha
	うち施設の用に供 する土地の面積 （㎡）
	888㎡
工期（着工年度～完了年度）	平成22年度～平成30年度
土地改良事業等の施行者等との調整内容又は調整に基づき行った行為の内容	

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

千曲川左岸の村上地区においては、農業用機械等の整備・修理に対応できる施設がなく、農業者は川を渡り千曲川右岸にある施設へと機械等を持ち込む必要があります。また、土日にも営業をしており、緊急時・不測の事態への対応も素早くできるため、当該施設により、地域の農業者等の利便性向上が図れるとともに、生産性の高い農業を目指せるようになります。

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

(1) ① 農業委員会の意見の要旨（イの要件）

令和6年3月25日（月）開催

意見：なし

② 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

なし

(2) ① 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

令和6年4月22日から令和6年5月22日

役場商工農林課、及び、町ホームページにおいて縦覧

② 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

③ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

（３）定期的な検証を行う旨の明記（ハの要件）

検証期間 施設の指定（振興計画の策定又は変更）の翌年度から５年間

検証時期 年１回

検証方法 現地調査や施設の設置者等へのヒアリングを通じて確認する。

検証結果 施設の設置や関係者に不利益の生じない範囲において、検証結果を坂城町ホームページで公開する。３－４の要件を未達成の場合は、施設の設置者に対し坂城町が必要な指導を行い、施設の設置者は指導に基づいた措置を講じるものとする。

（４）農用区域から除外される土地の規模の妥当性（ニの要件）

農用区域から除外される土地は、農振農用地の辺縁部に位置しており、また、周辺農地の効率的かつ総合的な農業上の利用促進への影響も少ないことから、その規模は妥当なものです。

（５）

① 農用区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性（ホの要件）

国道バイパス事業により使えなくなってしまう土地（およそ 1,300 m<sup>2</sup>）に対して、その代替として当該農地を使用する必要があります。具体的な転用計画もあることから、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当です。

② 農用区域以外の土地をもって代えることが困難な理由（ホの要件）

農業用機械や自動車の修理・整備事業を行っており、機械や車の移動も頻繁にあることから、現在の事業用地に隣接した土地が必要です。現在の事業用地に隣接している農地は、すべてが農用区域内の農地であり、農用区域外の土地をもって代えることは困難です。

（６）地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ（ヘの要件）

農振農用区域の辺縁部に位置する農地であり、農用地の利用集積及び集団化に関する目標の達成に支障が生じるおそれはなく、地域計画の達成にも支障はありません。

（７）（６）のほか、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響（トの要件）

施設の用に供する土地は、現事業用地の西側に隣接する土地であり、農振農用区域の辺縁部に位置することから、農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれもなく、

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われるものでもないため、周辺農地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれもあります。

(8) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ(チの要件)

当該農地は、所有者本人により耕作されている農地であり、また、今後も担い手へと集積される見込みもないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響(リの要件)

農業用排水施設等の土地改良施設の改廃は伴わず、影響はありません。

(10) 面的整備事業の受益地の有無(ヌの要件)

県営ほ場整備事業(上五明地区/H3頃)の受益地であるが、実施から30年以上が経過しており、現時点において実施中、または、工事完了後8年未経過の受益地はありません。

(11) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無(ルの要件)

農地中間管理権の存続期間内にある農地はありません。

(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み(ヲの要件)

令和7年中に着工、稼働をする予定であり、計画策定後5年以内に事業が開始する見込みです。

(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分の見込み(ワの要件)

該当なし